

校則見直しの手順について

《生徒総会を経る場合》

- 4月 校則を確認 各ホームルームで協議
- 5月 代議委員会で協議
生徒総会で協議し、見直し案を作成
見直し案について生徒会・教職員で協議
- 6～12月 教職員による諸会議をへて、職員会議で決定
- 1月 全校集会等で周知 保護者への通知
- 3月末 次年度の校則をホームページに公開

《緊急を要する場合》

- (1) 生徒会・教職員で協議し、見直し案を作成
- (2) 代議委員会で協議
- (3) 各ホームルームに協議内容を周知
- (4) 教職員による諸会議をへて、職員会議で決定
- (5) 全校集会等で周知し、保護者に通知
随時、ホームページに公開